

MIRACLE LINUX サポート・サービスを開始する前に、必ずお読みください

MIRACLE LINUX サポート・サービス 契約条項
(「MIRACLE CLUSTERPRO サポート」製品用追加変更事項)

お客様（以下、「甲」という。）とサイバートラスト株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲が乙に提出する乙所定の「MIRACLE CLUSTERPR サポート購入申込書」（以下、「購入申込書」という。）記載の乙ソフトウェア製品（以下、「本対象製品」という。）のために、乙が甲に提供する有償サポートについて、以下の通り業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。なお、甲の名称は、購入申込書に甲が記入した通りとする。

第 1 章 総則

(原契約)

第 1 条 本契約条項で特に定めたものを除き、用語の定義を含め全て「MIRACLE LINUX サポート・サービス 契約条項」（原契約）による。

(MIRACLE CLUSTERPRO サポート)

第 2 条 MIRACLE CLUSTERPRO サポートとは、年間サポートのうち、アップデート・サポートを含むプロダクト・サポートの提供に加えて、本サポート対象製品のインストール方法・使用方法・不具合に関する問題で、本サービス対象製品に同梱された情報、乙のインターネットホームページに記載されている情報では解決できない事項について、電話、ファックス、電子メール等の方法により乙が甲に提供するサービスをいい、その詳細については本サポート標準において定めるものとする。ただし、障害調査の対象となるものは乙が提供する本サポート対象製品に含まれている範囲とし、甲作成のアプリケーションや他社製品の調査は行わないものとする。

(年間サポートの有効期間)

第 3 条 年間サポートの有効期間は、原契約第 10 条の定めには拘らず、甲の購入申込書記載の製品に含まれるサポート期間とする。同期間中、甲及び乙は本契約に別段の定めがある場合を除いて途中解約できないものとする。

2. 次回更新時の本サポートについて、本契約の更新に関する意思確認のため、乙は甲に対し、期間満了日の60日前までに案内書を送付するものとする。なお、甲がその全部又は一部の中
止を望む旨を前年度の期間満了日の30日前までに書面で乙に通知した場合は、契約が終了す
るものとする。

(年間サポートの中途料金)

第4条 本サポート部分に相当する料金を契約期間（サポート月数）で除して算出した月額（以
下「月額料金」という）に実際のサポート月数を乗じた金額をもって、年間サポート料金とす
る。

以上

* 本契約条項は2017年10月現在のものであり、記載されている内容は予告なく変更する
場合がある。